

平成 28 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3月定例会付託案件 1

平成 29 年 2 月 27 日（月曜日）

建設環境委員会会議録

平成29年2月27日 月曜日

午前10時57分開議

午前11時24分閉議（実時間 27分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第20号・契約の締結について（八代市総合体育館天井改修建築工事）

○本日の会議に出席した者

委員長	福島安徳君
副委員長	中山諭扶哉君
委員	野崎伸也君
委員	古嶋津義君
委員	増田一喜君
委員	松永純一君
委員	村上光則君
委員	百田隆君
※欠席委員	君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
首席審議員 兼契約検査課長	山本洋二君
建設部	
建築住宅課長	宮端晋也君
経済文化交流部	
スポーツ振興課長	下村孝志君

○記録担当書記 鶴田直美君

（午前10時57分 開会）

○委員長（福島安徳君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第20号・契約の締結について（八代市総合体育館天井改修建築工事）

○委員長（福島安徳君） それでは、事件議案の審査に入ります。

議案第20号・八代市総合体育館天井改修建築工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。財務部の岩本でございます。ちょっと座りまして説明をさせていただきます。

○委員長（福島安徳君） どうぞ。

○財務部長（岩本博文君） 本委員会に付託されました議案第20号の契約の締結についてでございますが、これは八代市総合体育館の天井改修建築工事にかかるものでございます。本提案を本日の先議でお願いいたします理由でございますが、平成28年4月に発生いたしました熊本地震により総合体育館大アリーナの天井部材が一部落下したため、現在大アリーナの使用を中止しているところでございます。御承知のとおり総合体育館は各種スポーツ大会等が頻繁に開催されている主要な施設でございますが、地震発生後は安全面を優先し、多数のスポーツ大会も含め大アリーナの使用を中止とさせていただいております。このことにより各種協議大会から早期の復旧を求める意見をいただいておりますことから、一日でも早く工事完成をしたいと考えており先議をお願いするものでございます。この後詳細につきましては、工事関係は宮端建築住宅課長に、契約関係は財務部の山本契約検査課長に説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○建築住宅課長（宮端晋也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建築住宅課の宮端でございます。よろしくお願いいたします。

それでは座らせていただきまして御説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○建築住宅課長（宮端晋也君） 議案書は1ページになります。議案第20号契約の締結についてでございます。

別冊の資料八代市総合体育館天井改修建築工事に関する資料で御説明させていただきたいと思えます。資料はございますでしょうか。

1の工事関係を説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。工事の概要について御説明いたします。番号平成28年度建住依工第33号、件名八代市総合体育館天井改修建築工事、工事場所八代市緑町11番地1工期は平成29年12月21日まででございます。

次に、工事の目的でございますが、熊本地震により被災しました、総合体育館大アリーナの天井を、平成26年に改正されております天井の脱落対策の基準に適合するよう改修するものでございます。併せて、老朽化しております屋上防水、外壁塗装、大アリーナ床の改修を行います。

施設の概要でございますが、延べ床面積は7,832.23平方メートル、構造・階数は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建てです。建設年は昭和58年でございます。

工事の概要でございますが、大アリーナの天井改修で、既存の天井を撤去し、その後アルミ製格子天井と軽量天井を設置します。外部改修では、屋上の防水改修と外壁塗装を行い、内部改修で床の撤去、新設を行います。

資料の2ページをお願いいたします。位置図と配置図でございます。赤色の斜線部分が大ア

リーナの位置でございます。

資料3ページをお願いいたします。1階の平面図でございます。赤色の斜線部分が大アリーナ部分でございます。

資料4ページをお願いいたします。2階の天井伏図でございます。

赤い斜線部分の中央の黒い模様と混ざっている部分が、アルミ製格子の天井の部分で、その周囲が軽量天井を設置する部分でございます。

5ページをお願いいたします。

屋根伏図でございます。図面右側赤い斜線部分が屋上防水改修部分でございます。

6ページをお願いいたします。立面図でございまして、外壁の塗装を行う範囲を示しております。

7ページ目をお願いします。矩計図でございまして、建物の断面を描いたものでございます。赤い線の部分が改修工事を行う部分でございまして、上から屋上防水、天井、外壁、床の改修工事の範囲を示しております。

天井の部分をごらんいただきますと、客席の上に天上を斜めに張る部分が、軽量天井でございます。アリーナ部分は中央を省略して作図してありますが、水平になっている部分がアルミ製の格子の天井を設置する部分でございます。以上、工事関係の説明とさせていただきます。

○契約検査課長（山本洋二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課の山本でございます。

工事概要の説明に引き続き、入札及び契約に関しまして、着座して説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○契約検査課長（山本 洋二君） それでは、議案第20号契約の締結について、説明いたします。表紙が八代市議会3月定例会議案となっております。議案書の1ページをお願いします。

本議案は、八代市総合体育館天井改修建築工

事に係わるもので、契約金額は、3億3804万円で、豊岡組・ユタカ建設建設工事共同企業体を相手方として契約を締結するものでございます。予定価格が1億5000万円以上の工事請負契約の締結となりますことから、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決に付すものでございます。

説明は先程、工事概要で説明しました資料で行いますので、当該資料の8ページをお願いいたします。制限付一般競争入札公告のところでございますが、本工事につきましては、制限付一般競争入札を実施する旨を平成29年1月5日に公告いたしております。

本市では、設計金額が2500万円以上の建設工事につきましては原則、制限付一般競争入札を行うことといたしております。

次に、中段部分に記載しています2競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項についてでございます。(1)企業に関する条件ですが、建設工事共同企業体、いわゆるJV方式を採用し、JV構成員の数は2者又は3者といたしております。JV構成員に係る条件でございますが、代表構成員につきましては、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、平成28年度八代市競争入札参加資格における建築一式工事の格付がA級であることといたしております。代表構成員以外の構成員につきましては、建築一式工事の許可を受けており、平成28年度八代市競争入札参加資格における建築一式工事の格付がA又はB級であることを条件といたしております。また、全ての構成員が、八代市内に主たる営業所、つまり本社、本店を有していること、設計業務等の受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日の期間の各項目で記載している内容の全てを満たしていることも条件といたしております。

次に、(2)企業の施工実績及び配置予定技術者に関する条件ですが、9ページの配置予定技

術者に関する事項では、構成員は資格等の欄に記載してあります資格を有し、かつその他の欄に記載しております雇用関係にあるものを技術者として本工事の現場に専任で配置できることといたしております。

次に、5入札日程関係ですが、入札期間を平成29年1月6日から26日まで設定し、開札を翌27日に行っております。また、6契約締結については、議会の議決があった場合は本契約となる旨を定めた仮契約を請負者と締結する旨を記載しております。

次に、10ページの入札結果等をお願いいたします。入札には、5つの建設工事共同企業体に参加いたしております。いずれの建設工事共同企業体の構成員は、すべて格付がA級の企業でございます。入札の結果は、予定価格3億1749万8000円に対し、入札金額3億1300万円、落札率98.58パーセントで、豊岡組を代表構成員とする豊岡組・ユタカ建設建設工事共同企業体が落札し、2月7日に契約金額3億3804万円で仮契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、説明の後、以上の部分について質疑を行います。

○委員（野崎伸也君） はい、ただいま説明いただきまして、工事の概要の中で工期のほうが29年12月21日までということでした。1年近くあるんですが。前回の会議のときに御案内があったのが30年の2月ぐらいに確か供用開始になるんですよと、いうこと。あるいは工事終了どちらかというと私のほうもうる覚えで申し訳ないんですけども、それはこの短くなったということで理解をしてよろしいんですか。この先議によってこれが短くなったと、なるという御理解でよろしいんですか。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 失礼しま

す。スポーツ振興課下村でございます。ただいまの件につきましては、工事の期間につきましては平成29年内に完了すると、それからひと月ほどを使用するために各種競技団体そういったほうに連絡をいたしましてその後の使用に関する調整をおこなった後に2月1日から供用開始すると正式に供用開始するというようにしているところです。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。当初、前回の議会でそういった御説明だったですよ。2月から供用開始できるんですよって話だったですけども。今回の先議によってこの工事期間が短くなるというのではなく当初から先議をお願いしようというふうな計画があったということで理解してよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） はい、お見込みのとおりでございます。

○委員（野崎伸也君） はい、もう1件よかですか。すみません、説明いただいたですね資料の2ページ目、配置図ということであります。今回天井の工事ということでございまして、考えれば大きなクレーン車とか入って、天井の工事とかをされるんだ、まあクレーン車はないかも知れないですけど工事車両とかいろいろ入ってきて、今の時点でも総合体育館の駐車場狭いっていう意識があるんですが、それでいろんな制限がですね利用者の方に制限が出たりとかあとは内部的な小アリーナとかトレーニング室に関しての制限とかいろんな部分が出てきやせぬかなと心配をしておりますけどそこら辺のところはどうなのでしょう。

○建築住宅課長（宮端晋也君） はい、工事に伴いまして工事の作業をするスペースは協議の中で確保させていただきたいと思っております。詳細は本契約に至ってから請負業者と協議をすべきなんですけど、今の段階の想定では、南側の駐車場は基本的に利用者のために確保しておく。可能であれば東側の駐車場ですとか、それ

で十分かどうかは今後協議なんですけども、ある程度のスペースは確保させていただきたいと考えております。クレーンとかは屋上防水がございまして、その際に使用することになると思いますが、そういう臨時的な場合にはまたエリアをきちんと利用者が入らないような準備をして工事に望みたいと思っております。通常時の工事区域と利用者の利用するエリアというのは基本的に区画して利用者の方が工事エリア内には入れないようにしていきたいと思っております。以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。きょうですね、議案提案されまして市民プールの方の改修もですね、29年度内というふうなことで提案がありましたけども、工事のかぶる期間というのはまだ全然協議とかなされてないですか。これもちょっと心配してるんです。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 失礼します。プールの改修工事に関しましては、市民プールの解放が7月からということでその前までには終了する予定でございまして、ただいま委員のほうからありました協議についてはこれからでございます。以上でございます。

（「ありがとうございます。」と呼ぶものあり。）

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（百田 隆君） 資料を見てみますと一括発注になってますね。たとえば、外部改修の屋上防水改修、これなんか業界がありますけども分離発注しなかった理由を教えてください。

○建築住宅課長（宮端晋也君） 建築工事の場合はそれぞれ講習がございまして、短期間でいいですか、まとまった期間内で屋根工事ですとか内部の改修、天井と床ですとか、そういうのを行わないといけませんで、それぞれの工種の業者さんに発注するっていう方法もあるかもしれませんが、その辺の期間の調整、工事の調整がございましてゼネコンといいますか建設

業の方に発注をしたというところでございます。
以上です。

○委員（百田 隆君） はい、わかりました。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） 工期のことでちょっとお尋ねしたいんですが。これを見ると、12月21日までというふうになっておりますが、これは間違いなく、はっきりそれはわからんけども、ちゃんとこの工期を守れるという確信はありますか。

○建築住宅課長（宮端晋也君） 請負業者さんとは、本契約が済んでから詳細な協議は進めないといけないかと思っておりますが、今の段階でお尋ねはしております。工期について、どうでしょうかということに對しまして、それに間に合うように、今準備を進めているという返事はいただいております。

元請さんにしましても、本契約後でないと、下請さんとの正式な契約とかができませんので、今は口頭での手配といいますか、準備の段階ではあると思うんですが、これまでのところでは、間に合うというふうな言葉をいただいております。

ただし、改修でございますので、実際に、まずは天井を撤去したりしますが、その際にきちんと納まりがつくかどうかという部分は、ちょっと心配はしているところです。

以上でございます。

○委員（村上光則君） 先ほど言われたように、いろんな各種団体がスポーツ団体が使いたいということで、困っているもんですからね、ぜひ、ちゃんとした工期を守っていただきたい。何故かと言いますと、今、ほかのも建設しておりますが、簡単に工期延長とか簡単に何の理由かもわからないような理由をつけて、工期延長をしておりますからそれで尋ねた訳です。しっかり話をしとってください。

○委員長（福島安徳君） 以上、ないようですが、いいですか。

○委員（古嶋津義君） 平成26年に改正された天井の脱落対策の基準、熊本地震よって26年度のこの基準で大丈夫なのか、その辺をちょっとお伺いします。

○建築住宅課長（宮端晋也君） 26年に基準が改正されたと申し上げましたが、それまでの阪神大震災くらいからちょっと天井の被害についてクローズアップされたかと記憶しておりますが、基準が制定される前からですね耐震天井はこうしようという業界団体の取り組みとかそういうのもございましたし、国交省がちょっとおくれて26年になったんですが。その前の取り組みのやり方でも一定程度の被害の軽減というのは見られております。その基準に全然合致していない既存の建物についてが今回の熊本地震でも熊本のほうで被害があつておったかと思ひます。

26年の基準に合致して施工されたもので地震を受けたものというのは恐らくまだこちらはまだ把握してないんですが、大丈夫かどうかというのはなかなか結果が出ておりませんので申し上げられませんが、今の想定としましてはこの26年の基準と申しますのは、いろんな施工の仕方がございますが何種類かに分かれているんですけども仕様規定といいまして、斜め部材を平米あたり何本入れなさいですとか隙間をどのくらい設けなさいとかそういう仕様に合わせる方法とあとは構造計算によって天井の部材の大丈夫かどうかをするっていうルートがございます。

この仕様規定につきましてもですね、中地震で天井が損傷しないというような想定をされております。それ以上の地震におきましては、中地震を超える一定の地震においても脱落の軽減を図るというような基準でございます。必ず全然落ちないかっていうとなんともですが、今回

軽量天井というのを採用しておりますが、軽量天井というのは1平米あたり2キロ未満という軽い材料を使っております。それが壊れないように部材の周囲に隙間を設けたりするんですが、万一、一部破損して落下したとしても人命に危害を与えないってような方法で施工したいと思っていますところ。

以上でございます。

○委員（古嶋津義君） 平成26年に改正されたのが東日本大震災の後、これが直近の基準ということで理解していいですか、この後の改正はなかったですね。

○委員（宮端晋也君） はい、そうですね。平成26年の基準が最新の基準だと思っております。

○委員長（福島安徳君） はい、以上、ないようです。

それでは、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 質疑でも言いましたが、れどもやっぱり駐車場の関係ですね、総合体育館が今後改修されて、あと何十年もですね、たぶん使っていく中では駐車場が不足するのかなというふうに思ってます。あわせて市民プールですねコミュニティ化というものもあるでしょうし、その近隣の近くの公園の整備だったり、弓道場の関係も立体的に考えてですね、やっぱり駐車場の確保というのは大きな大会については非常に重要というふうに捉えていますんで、そこら辺のことは今後の課題なのかなというふうに思ってます。ただ、市民プールの改修あるいは今回提案ありますとおり大アリーナの改修工事ということで駐車場、工事しながら駐車場も確保していくということでございますので、利用者の方、小アリーナでもいろんな大会もあるかと思えますんで、来られた方々がですね安全に使用できるような環境の中で工事進められるようにぜひ今後協議の中できちんとした話し合

いをしていただければと思います。安全第一でお願いします。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第20号・八代市総合体育館天井改修建築工事に係る契約の締結について、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福島安徳君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時24分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する

平成29年2月27日

建設環境委員会

委員長